

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地裕行

被告 白糠町

準備書面（6）

令和4年2月2日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

一 訴訟進行について

- 1 貴庁書記官の令和4年1月24日付け「事務連絡（ファクシミリ用）」（以下「事務連絡」といふ。）によれば、裁判長の指示により、「当事者双方は、令和4年2月末日までに、予定する全ての主張立証を提出されたい。」とある。
- 2 この意味が、同年3月10日の第1回口頭弁論期日前の2月末日までに「全ての主張立証を提出」させ、第1回口頭弁論期日とそれ以後の期日においては、一切の主張立証を許さないといふ趣旨の訴訟指揮であるとすれば、大いに異議がある。
- 3 確かに、民事訴訟法の旧法では随時提出主義であつたが、平成8年の改正法では、適時提出主義（第156条）であり、当事者は攻撃防御方法を、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならないことになつたが、本件では、被告の主張が曖昧であり、争点が絞り込めない状態であるため、その「適切な時期」が、口頭弁論期日前に到来するものとは到底考へられない状況にある。
- 4 原告は、令和4年1月28日付け準備書面（5）において、予備的追加的変更を申し立てたが、その理由は、同書面でも述べたとほり、被告の令和3年12月24日付け準備書面において、令和3年7月5日の議会において原告を「退席するよう命じた行為」及び「再入場後、発言を許可しなかつた行為」について、いずれも地方自治法第129条第1項の議長権限に基づくものであると主張したことから、原告が主張してゐる議会運営委員会による令和2年3月3日の処分と令和3年7月5日の処分はいずれも存在せず、これとは独立して無関係な地方自治法第129条第1項の議長権限による処分であると被告が主張してゐるやうに理解できるので、それに対応するために、予備的追加的変更を行つたのである。
- 5 つまり、2月末日が迫つてからこの予備的追加的変更を行ふと、被告がこれに対する認否等を行ふ期間が必要となり、訴訟の進行を遅延することになるので速やかに行つたのであるが、被告は、これまで議会運営委員会ないしは全員協議会の「確認」、

「申し合はせ」、「再確認」、「協議」に法的強制力があるかのやうな主張を繰り返してゐながらも、その処分性を争ふといふやうな曖昧な主張を繰り返してゐるので、その釈明如何によつて、原告としては、さらなる主張等をする必要が生ずる可能性があり、「適切時期」が徒過してゐるとは言へないからである。

- 6 それゆゑ、第1回口頭弁論期日及びそれ以後において、被告の下記の釈明事項に対する回答如何によつては、原告に、さらなる認否、反論を行ふ防御の機会が当然に与へられなければならないのである。

二 求釈明

原告は、被告に対し、以下の点について速やかに釈明されることを求める。

- 1 原告としては、議長が法的根拠のない議会運営委員会の決議に法的強制力があるとして、これに基づいて議長が処分を言ひ渡したことが違法であるとしてその取消を求めたのが主位的請求なのであるが、被告は、この点について明確に法的な認否がなされてゐないので、それを明らかにされたい。
- 2 被告は、議長が原告に対して、議会での発言禁止と入場禁止を行つた法的根拠について、
 - ① 地方自治法第129条第1項の議長権限のみであると主張するのか。
 - ② 上記①については処分性を認めるのか。
 - ③ また、これまで通り主張してゐる議会運営委員会ないしは全員協議会の「確認」、「申し合はせ」、「再確認」、「協議」に何らかの法的強制力があると主張するのか。
 - ④ 上記③に法的強制力があると主張するのであれば、その処分性を肯定することにならないのか。
 - ⑤ 上記①及び③の双方の処分があつたと主張するのか。もし、さうであれば、両者はどのやうな関係になるのか。について明らかにされたい。
- 3 上記2の③または④の場合、③に法的強制力が生ずることの法的根拠は何であるのか。原告が「協議」等において承諾したことによる「合意」（契約）があつたことを根拠とするのか。ただし、仮に、被告がそのやうに主張したとしても、原告は、これを先行的に強く否認する。
- 4 また、合意ではなく、地方自治法第129条第1項の議長権限以外の何らかの法的根拠が存在するとするのであれば、それは具体的にどのやうな法令上の根拠があるのかを明らかにされたい。ただし、その根拠を地方自治法第129条第1項に求めるのは論理矛盾であることを付言しておく。すなはち、議会運営委員会ないしは全員協議会の処分と地方自治法第129条第1項による議長の処分とは、「処分主体」が異なるからである。